

会員企業従業員の表彰該当者はいらっしゃいませんか？
(勤続年数10年毎の表彰です)

鶴商発第33号
令和7年7月29日

会 員 各 位

鶴岡商工会議所
会 頭 上 野 雅 史

第64回 鶴岡商工会議所会員企業従業者表彰
推 せん 申 し 込 み 受 付

鶴岡商工会議所会員企業従業者表彰を実施いたしますので、表彰規則に該当する従業員の方がいらっしゃいましたら、ご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

1. **表彰推薦方法** 該当者がありましたら同封しました推せん書へご記入の上、当商工会議所へお申し込み下さい。
2. **勤続年数の計算日**
勤続年数を計算する基準日は、令和7年11月26日現在で行って下さい。
3. **表 彰 式** **令和7年11月26日（水） 東京第一ホテル鶴岡**
 表 彰 式 午後5時30分～6時「2階 鶴の間」
 受賞祝賀会 午後6時15分～ 「1階 鳳凰の間」
4. **表彰推薦締切** **令和7年9月30日（火）まで（期限厳守して下さい）**
 ※行き違いを防ぐため、窓口または郵送のみの受理とします。
 FAX・E-mailでの推薦は不可としますのでご了承下さい。
5. **表彰者の決定**
10月開催の常議員会で表彰者を決定し、別途ご案内とご連絡を申し上げます。
6. **表彰負担金**
表彰者1名当たり、表彰負担金10,000円（記念品代と祝賀会費用の一部）を推薦事業所よりご負担をお願い致します。常議員会開催後に決定通知書を送付致しますので、その後に納入をお願いします。
7. **お 問 合 せ**
鶴岡商工会議所 総務企画課 総務係 鶴岡市馬場町8-13
TEL 0235-24-7711、FAX 0235-24-6171 以 上

鶴岡商工会議所会員企業従業者表彰規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鶴岡商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員である企業および経済関係団体（以下「会員企業」という。）の従業員（以下「会員企業従業者」という。）に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。但し、同一家族従業員並びに会社の役員は除く。

(表彰の基準)

第2条 会員企業従業者の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、審査のうえこれを行う。但し、(2)の該当は特別の場合に限られるので、推薦にあたり充分検討されたい。

(1) 同一会員企業に永年勤続し、他の規範となるもの。

① 10年以上勤務の者

② 20年以上勤務の者

③ 30年以上勤務の者

④ 前号の表彰より満10年以上経た者

(2) 事業の経営、取引の改善、生産の増強、技術の改善、作業効率の増進等特に顕著な功績があり或いは発明考案を行い著しく産業の振興に貢献した者。

(表彰の決定)

第3条 会員企業従業者の表彰は、会員企業の申請により常議員会に諮って決定するものとする。

(表彰の申請手続き)

第4条 前条の申請をするときは、別紙様式の申請書を会頭宛提出するものとする。

(表彰の方法)

第5条 会員企業従業者の表彰は、表彰状のほか、記念品を贈呈してこれを行うことができる。

(年数の計算)

第6条 会員企業従業者の表彰に係る年数計算は、次によって行うものとする。

(1) 退任または退職したものについては前後の年数を通算しない。

(2) 合併、譲渡または内容もしくは組織の変更（以下この号において「合併等」という。）があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。

(表彰者の数)

第7条 一事業年度において表彰すべき人員は概ね150名とする。但し、当該事業年度予算の許す限度内においてこれを増加することができる。

(表彰の取り消し)

第8条 表彰の申請書に不実の記載があることが判明したときは、直ちに表彰を取り消すものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、会頭が別に定める。